

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日(木) 午後1時40分から午後2時30分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人(うち1人遅刻)

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 檉市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第4 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和5年第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員3名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、2番高田卓司委員、3番高田光國委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第13号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第13号についてご説明いたします。

整理番号は、22でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は6筆、地目は田と畑、面積は合計で1,975㎡です。

全ての申請地が4名の共有名義となっており、今回、譲渡人の持ち分を贈与するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

申請地の全てが4名の共有名義となっていて、今回、譲渡人が高齢で管理できなくなったため贈与することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

● 番

現在、耕作していないということだが、譲受人がもらっても耕作しない

ということか。

事務局

申請時に本人から耕作すると聞いています。

● 番

現実にできるのか。最低でも周りに迷惑をかけないように草刈管理はしてほしい。

事務局

事務局でも気をつけたいと思います。

● 番

最近、草刈管理ができていなかった所がするようになったのを見かける。事務局が通知する効果かもしれない。草刈管理の依頼をしてほしい。

議 長

その他はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第13号、整理番号22は許可と決定します。

続きまして、整理番号23について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は23でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は2筆、地目は田と畑、面積は合計で736㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反のため購入することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号23は許可と決定します。
続きまして、整理番号25について事務局より説明をお願いします。
整理番号は25でございます。

事務局

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は410㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま。

以上です。

【委員1名入室】

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反のため受贈することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

●番

譲受人と譲渡人の関係は。

事務局

親戚です。

●番

住所が●●市だが、管理ができるのか。先ほどと同じことだ。

事務局

譲渡人が高齢で管理できないということで、譲受人へ贈与して管理してもらおうと聞いています。

●番

農業をしていない状況で、アパートに住む方に管理ができるのか。

事務局

野菜を作るとは聞いています。

●番

耕作放棄地にならないように最低限草刈管理をして、迷惑をかけないように確約書を取ってほしい。

●番

聞き取りだけで済ませずに、書類を取らないのか。

事務局

取っています。内容は、「申請の使用目的以外には利用いたしません。1年間の耕作が完了するまでは農地転用及び農業振興地域内農用地の除外申請はいたしません。隣地及び付近に被害を及ぼしません。万一、被害が生じた場合は、損害賠償いたします。」というものです。

●番

草刈管理は絶対にしますという内容を入れてはどうか。

事務局
● 番
議 長

分かりました。

全く草刈管理をしない所もある。事務局には通知や連絡をお願いしたい。
その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

3条の許可要件の中に「草刈管理は必ずしてください」という文言を入れるようお願いします。事務局はできれば追跡調査をして、担当の農業委員は様子を事務局に連絡するようにはしていけばいいかと思えます。

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号25は許可と決定します。

続きまして、議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第14号、整理番号24についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は17㎡です。

今回、譲受人が露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、隣地との境界部分にブロック塀を設置し、隣接地への土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、自然透水するので問題ありません。

生活排水は、露天駐車場のため問題ありません。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な露天駐車場ですので影響はないと判断します。

以上です。

議 長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断

します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとのことであり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の整理番号24の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号24について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号24は許可と決定します。

続きまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、整理番号26から31まで事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、関連議案となっておりますので、整理番号26から整理番号31についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

整理番号26は、譲受人里庄町長加藤泰久、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は119㎡です。

整理番号27は、譲受人里庄町長加藤泰久、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は475㎡です。

整理番号28は、譲受人里庄町長加藤泰久、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は316㎡です。

整理番号29は、譲受人里庄町長加藤泰久、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は623㎡です。

整理番号30は、譲受人里庄町長加藤泰久、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は108㎡です。

整理番号31は、譲受人里庄町長加藤泰久、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は37㎡です。

今回、譲受人が露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長
● 番

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、全体的にアスファルト舗装を行い、隣地との境界部分にコンクリート土留めを設置し、隣接地への土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、敷地内水路を整備し、その後道路側溝へ放流します。

生活排水については、露天駐車場ですのでありません。

近隣農地への日照及び通風については、露天駐車場ですので影響はないと判断します。

以上です。

事務局
総務課長

ここで、申請者が里庄町長であるため、総務課長から説明をします。

役場南側に駐車場整備を考えています。あと1筆ありますが、相続登記の関係で今回の農業委員会には間に合いませんでしたが、そこも含めての計画になります。

役場の駐車場は狭く、行事があれば中学校のグラウンドを借りていますが、雨が降るとその後に中学生がグラウンドを使用できなくなるといったことがあり、議会に相談しながら進めてきました。

今回申請した所については、耕作していない所がほとんどでした。側の方は水が湧きやすい所で、駐車場にすることで水が一気に集まるようになるので、水路もかなり大きめを入れるように考えています。

この駐車場に隣接して、民間がこれから開発申請をする計画の図面も入っています。隣接する所で民間が宅地開発を考えています。民間の方も用地交渉を同時に進めていて、次の農業委員会で農転の申請が出てくると思います。まず駐車場の転用が出て、その後、民間の申請が出てくる形になります。この開発は郵便局前の道路から●●さん宅前の旧国道から大原中公会堂まで抜ける細い道までタッチしてくださいと、これは開発の仕方、町道から町道へ通り抜けられるようにした方が便利だという話をして、最

最終的には3千㎡を超える都市計画法上の開発行為になります。この団地の開発が終わった完了公告の翌日には町の管理になる道路で、道路はできた時点で町の管理になるということです。今回の転用の部分を含めて最終的には町の名義になります。

議 長 この件について何かご質問などがありますか。

● 番 敷地内は側溝で取るようになるが、旧国道の側溝へ全部集まってくると
思うが、そこから先はどこへどういう計画があるのか。

総務課長 もともとの青線は、郵便局の下流域しか公の水路はありません。●●さ
んの前は水路という水路は今のところありません。

今回の開発は●●さんの前を広げて同じ道路幅にして通りやすくしま
す。その端のところに水路を入れる計画にしています。駐車場の水は●●
さんの前の新しい水路を通して、もともとの青線、ゴミステーションがあ
ると思いますが、そこから南側へ、そこから奥へという形でさばけると思
います。

一つ問題になるのが、●●さんのご自宅の東側に昔からの水通しがあり
ます。この水通しは、郵便局の敷地の東側に個人水路がまだ残ったまま
です。将来、その南側、今は荒れていますが、田んぼを作るといった時に水が
流せるよう、ここには堰をして、堰き止めれば水が流せるように、堰を二
段にして、水が流せるようにしたいと考えています。●●さん所の南東の
端の所に柵を作って、もともとの水の流れも確保して整備したいと考
えています。

● 番 ゴミステーションから南の川までは町が改良するのか。

総務課長 ゴミステーションから南側は今回は何もしません。

● 番 いずれしないといけないのではないか。

総務課長 青線なので将来的には何かするかもしれませんが、今は何も考えていま
せん。

● 番 その水路へ全部流すのか。それで十分流れるのだな。

総務課長 はい、そうです。

議 長 その他ございませんか。

(質問、意見なし)

事務局 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、
許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行
政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺

の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長 　　ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号26から整理番号31は許可と決定します。

事務局 　　ここで総務課長は退席させていただきます。

議 長 　　以上をもちまして、令和5年第8回総会を閉会いたします。